



木村俊夫教授 近影

献呈のことば

平成二八年三月三一日をもって、木村俊夫教授が熊本大学法学部を定年退職されます。

木村教授は、長年にわたり法学部の研究、教育ならびに管理運営に尽力されました。法学部は、先生のご貢献に対する感謝と尊敬の気持ちを込めて、ここに退職記念号を刊行し、献呈することになりました。

木村俊夫先生は昭和四八年三月に九州大学法学部を卒業され、同年四月には同大学大学院法学研究科修士課程、昭和五一年四月には博士課程に進まれ、昭和五四年三月の博士課程単位取得満期退学後は、九州大学法学部助手、日本学術振興会奨励研究員を経て、昭和五七年四月に八幡大学（現・九州国際大学）社会文化研究所員、同大学法経学部講師に採用され、昭和六〇年四月に助教、平成三年四月には教授に昇任されました。その後、同大学大学院法学研究科も担当され、さらに、学内の評議員その他の要職を歴任されました。また、平成元年八月から一年間はドイツ・ハンブルク大学で在外研究にあたられました。

本学法学部には、平成一九年四月に憲法担当教授として赴任されて以来、学部、大学院社会文化科学研究科、教養教育等における教育はもとより、学部の教務学生委員長をはじめとして学内行政にもご尽力いただきました。大学外では、福岡県個人情報保護審議会会長をはじめとして、多くの自治体の委員会等で委員あるいは委員長として活躍されました。

研究面では、最初の公刊論文「『基本権の第三者効力』理論の再検討」（『九大法学』三四号）にはじまり、「『基本権の意味変化』(Bedeutungswandel der Grundrechte) について」（『八幡大学論集』三四卷三号、三五卷一号）、

「ドイツ連邦憲法裁判所における『リュート事件』の深層―ユダヤ人ジュース・オッペンハイマー裁判をめぐる―」（『法政研究』六八巻一号）などのほか、著作目録に掲載されているような数多くの研究業績をあげてこられました。学会においては、比較憲法学会で理事、副理事長を務められたほか、日本公法学会等で活発な活動を行ってこられました。

このように、木村俊夫教授は、法学部の教育、研究のみならず大学運営や社会活動においても大きな業績を残してこられました。大学が大きな変革期にあるこの時期に、先生をお送りしなければならぬことは本学部にとつて大きな損失ではありますが、先生におかれましては、今後とも法学部を温かく見守っていただきますとともに、ますますご壮健で過ごされますことを祈念し、これまでのご功績に対して法学部を代表して心から御礼申し上げます。

平成二八年三月

熊本大学法学部長 深町 公信